

給与勧告の概要

平成21年 5月11日
北海道人事委員会

◎ 給与勧告のポイント

- 平成21年 6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置
 - ・ 職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.2月分凍結
 - ・ 再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当等についても一部凍結

1 本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施

- ・ 民間企業の春季賃金改定において夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況
- ・ 人事院は、本年夏季一時金の決定状況を把握するため、緊急に特別調査を実施し、所要の勧告を行った。
- ・ 本委員会においても、道内民間企業における夏季一時金の決定状況を把握するため363社を対象に特別調査を実施（4月17日～28日）
- ・ 調査集計企業256社、調査完了率70.5%。夏季一時金決定済企業（決定済企業）66社、企業割合：25.8%
- ・ 決定済企業における夏季一時金の対前年増減率△8.0%。産業別に大きなばらつき（製造業△21.0%、非製造業△2.0%）
- ・ 対前年増減率△8.0%を母集団（調査対象企業の全体）の従業員割合で算出すると△9.6%

2 特例措置の実施

- ・ 今回の調査の結果、
 - ① 道内民間と公務における特別給に大きな乖離があることは適当ではなく、可能な限り道内民間の状況を反映することが望ましいこと
 - ② 12月期の特別給で1年分を調整することとなった場合、大きな減額となる可能性もあること
 を考えると、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当
- ・ 現時点において夏季一時金の全体状況を精確に把握できないことから、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当
- ・ 特例措置による凍結月数分は、給与条例附則による減額措置がないものとした場合における6月期の特別給の支給月数（2.125月）に、1に掲げる△9.6%を乗じて得た0.20月分とすることが適当。その期末手当と勤勉手当への配分は、6月期の特別給の構成比に従って実施

職 員	現行期末・勤勉 手当合計月数	凍結後		凍結分		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.125月	1.25月	0.675月	△0.20月	△0.15月	△0.05月
特定幹部職員	2.125月	1.1月	0.825月	△0.20月	△0.10月	△0.10月
再任用職員	1.1月	0.7月	0.3月	△0.10月	△0.05月	△0.05月
特定幹部職員	1.1月	0.6月	0.4月	△0.10月	△0.05月	△0.05月
任期付研究員及び 特定任期付職員	1.6月	1.45月	—	△0.15月	△0.15月	—

- ・ 特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、例年どおり道内民間事業所の特別給の支給状況を調査し、本年秋には必要な措置を勧告

3 実施時期

この勧告を実施するための条例公布の日以後平成21年6月1日までの間に実施

夏季一時金特別調査の概要

	北海道	人事院
A 調査対象企業数【母集団】	1,102社	30,650社
B 標本企業数（抽出率：B/A）	363社（32.9%）	2,669社（8.7%）
C 集計企業数	256社	2,017社
D 調査完了率（C/B）	70.5%	75.6%
E 夏季一時金決定済企業数 （割合：E/C）	66社（25.8%）	340社（16.9%）
F 夏季一時金決定済企業の企業割合	30.6%	13.5%
G 対前年増減率		
決定済企業における増減率を産業別企業数割合で算出	△8.0%	△14.9%
決定済企業における増減率を母集団の産業別従業員割合で算出	△9.6%	△13.2%

〈北海道と人事院における対前年増減率〉

今回の調査結果では、本道においては、「製造業」の下げ幅は人事院の調査結果と同様に大きい
が従業員の割合は低く、反面、全体的に下げ幅の小さい「電気・ガス等」「教育、医療等」の従業
員の割合が高い状況が認められるため、総体的には、対前年増減率は人事院の調査結果による減少
率よりも低くなったものである。

【産業別従業員割合及び対前年増減率】

産 業	対前年増減率		母集団の産業別従業員割合	
	北海道	人事院	北海道	人事院
建設業等	△ 4.4 %	△ 3.0 %	7.0 %	5.6 %
製造業	△ 21.0	△ 22.0	21.5	41.3
電気・ガス等	△ 0.4	△ 5.1	27.7	19.3
卸売業、小売業	1.0	△ 13.3	8.8	12.3
金融・保険業等	△ 3.1	△ 1.4	4.1	9.4
教育、医療等	△ 3.0	△ 4.3	30.9	12.1